

## 第 9 号議案

農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の同意を求める。

平成 29 年 6 月 26 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

- 1 農業委員会委員の任命に係り、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及びこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を求めること。
  
- 2 農業委員会委員
  - (1) 定数 19人
  - (2) 委員に占める認定農業者等及びこれらに準ずる者の数 7人